

## 目標Ⅱ 豊かな心の育成

公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心など子供たちの豊かな心を育成します。いじめや不登校、非行・問題行動の防止などの課題に取り組みます。

施策 1 豊かな心を育む教育の推進

施策 2 生徒指導の充実

施策 3 人権教育の推進

## 施策1 豊かな心を育む教育の推進

### 現状（課題）

- ① 子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。
- ② 豊かな心を育むためには、道徳的な課題に子供たちが向き合い、考え議論する態度を育むことが重要です。
- ③ 豊かな人間性や社会性を育むためには、集団活動を通して、個性の伸長を図り、集団の一員として、よりよい生活や人間関係を築き、自己の生き方について考えを深め、自己を生かす能力を養うことが重要です。
- ④ 現在、各学校では総合的な学習の時間や校外行事において、多くの体験活動を計画・実施しています。豊かな心を育むためには、児童生徒が発達段階に応じた様々な体験をすることが重要であり、多様な体験活動の実施が必要です。
- ⑤ 読書活動は、知識を広め、心を豊かにするなど、人生をより良く生きるために欠かせないものです。読書環境を充実させるとともに読書活動を推進することが重要です。
- ⑥ 豊かな心を育み、勤労の尊さや社会に奉仕する精神を育成するために、地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を充実することが必要です。



学校図書館支援員によるサポート

**主な取組**

## 1 道徳教育の充実

- ① 学校における道徳教育を推進するために、道徳教育の全体計画などを常に活用し、道徳科を要として学校の全教育活動を通じて、意図的、計画的に行います。
- ② 道徳教育推進教師は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上で中心となり、校長の方針の下、全教師の参画、分担、協力によりその充実を図ります。
- ③ 道徳科において、発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を展開することで、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。
- ④ 道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表し、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携に努めます。
- ⑤ いじめの防止のため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

## 2 特別活動・部活動の充実

- ① 豊かな人間性や社会性を育むために、学級会、児童会・生徒会活動、学校行事などの特別活動の充実を図ります。
- ② 児童生徒一人一人の興味や関心、適性、また学校の特色を生かしながら、クラブ活動や部活動の異年齢集団による活動の充実を図り、好ましい人間関係を深めます。

## 3 体験活動の充実

- ① 総合的な学習の時間や校外行事のみならず全教育活動を通じての体験活動を充実します。
- ② 総合的な学習の時間や校外行事などの教育活動において、積極的に外部指導者の活用を図り、体験活動を推進します。

## 4 読書活動の推進

- ① 全校に司書教諭と学校図書館支援員を配置し、学校図書館の充実と読書活動の推進に取り組みます。
- ② 長期休業中に学校図書館を開館し、読書活動を推進します。

## 5 ボランティア・福祉教育の充実

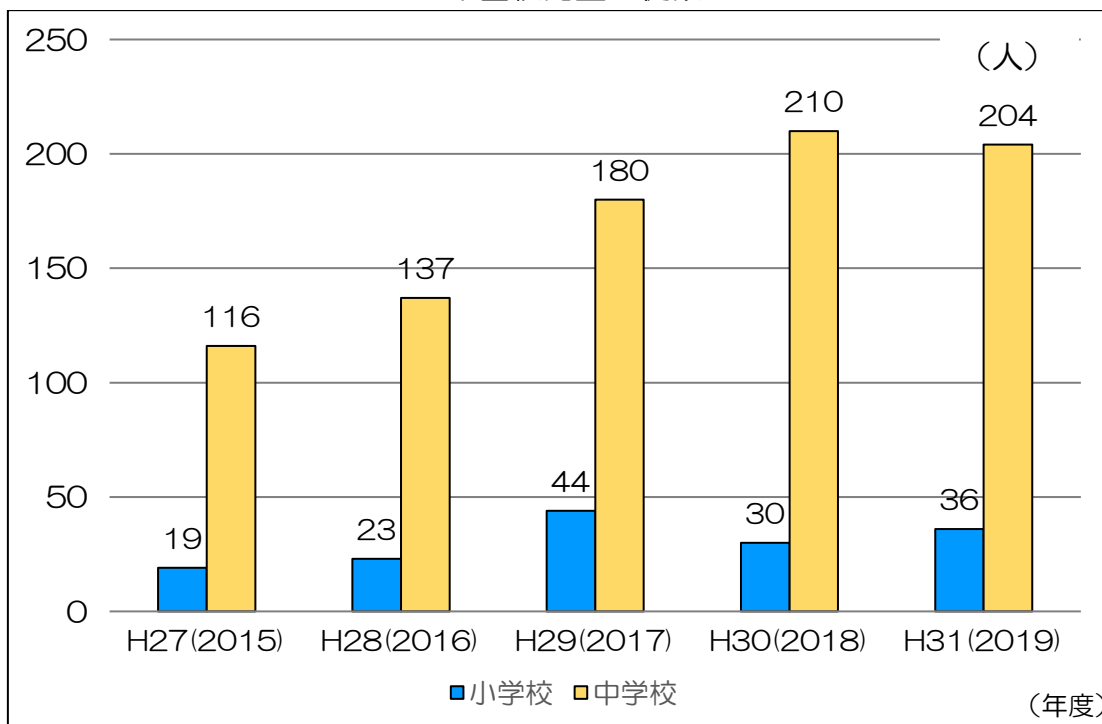
- ① 児童生徒一人一人が進んで社会に奉仕し、ボランティア活動や福祉体験に参加することができる場の設定を行います。
- ② ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を重視します。

## 施策2 生徒指導の充実

### 現状（課題）

- ① 豊かな心を育み、共感的な人間関係を築くためには、児童生徒一人一人が、成就感や自己存在感を得られ、生きがいのある学校生活を送ることが重要です。
- ② 家庭・地域・関係機関が連携を深め、相互に協力し、これらが一体となった生徒指導を推進することが必要です。
- ③ 児童生徒のいじめ・不登校など多様化する生徒指導上の問題に適切に対応するため、児童生徒、保護者の教育相談体制の充実や教職員対象の実践的な研修会の開催などを積極的に進める必要があります。
- ④ 「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」との認識に立ち、積極的ないじめ認知を行うとともに、いじめ根絶のための取組や、児童生徒への指導が必要です。
- ⑤ 非行・問題行動を未然に防止し、児童生徒を健全に育成するため、積極的な生徒指導と、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- ⑥ 不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあります。不登校の解消に向け、関係諸機関が連携を深め、状況に応じた対応をするとともに、ニーズに応じた多様な相談体制を整備する必要があります。

＜不登校児童生徒数＞



※文部科学省調査結果による報告実数

## 主な取組

### 1 生徒指導体制の充実

- ① 全校的な視野に立ち、学年や学級の枠を超え、教職員が相互に連携して児童生徒一人一人の指導・援助にあたります。
- ② 家庭・地域、上尾市生徒指導推進協議会、上尾地区学校警察連絡協議会などとの連携を密にし、児童生徒の健全育成に取り組みます。

### 2 総合的な不登校対策の推進

- ① 新規の不登校児童生徒を増やさないこと、不登校の長期化を防ぐことを重点に、スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援やオンライン相談等、相談者のニーズに合わせた相談体制を整備します。
- ② 不登校児童生徒の学びと関わりを継続してつなぐことを重点に、学校と教育センター、関係諸機関が連携して、一人一人の状況に応じた不登校解消を目指します。

### 3 いじめ・暴力行為防止対策の推進

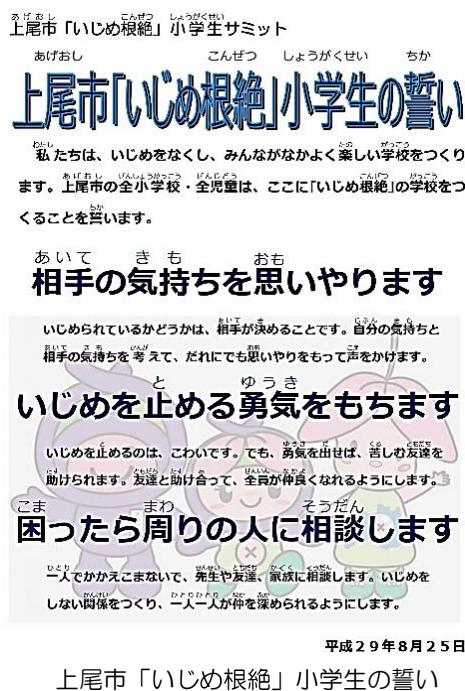
- ① 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、児童生徒に定期的にアンケートや面談を行うなど、児童生徒の実態把握に努め、いじめや暴力行為の予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応に取り組みます。
- ② インターネットのサイトへの書き込み、画像の貼り付けなど、ネットいじめやネットトラブルの未然防止に取り組みます。
- ③ いじめや暴力行為を絶対に許さないという毅然とした姿勢で児童生徒の指導に取り組みます。

- ④ 教職員が日常的に児童生徒とコミュニケーションを取るとともに、教育相談日の設定やさわやか相談室相談員などによる相談体制を充実させ、いじめの未然防止に取り組みます。

- ⑤ いじめ相談専用の電話や電子メール等による相談窓口を充実し、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。

### 4 非行・問題行動防止対策の推進

- ① 各中学校区生徒指導連絡協議会を中心として、家庭・地域や関係機関と連携し非行・問題行動防止対策に取り組みます。
- ② アップー学校パトロール隊を組織し、遊技場などの巡回を行うとともに、



児童生徒に積極的に声をかけ、地域が一体となって非行・問題行動防止対策に取り組めます。また、青色パトロールカーを活用して、青少年の健全育成のために市内各学区の団体が学校安全パトロールに取り組めます。

### 施策3 人権教育の推進

#### 現状（課題）

- ① 様々な人権問題を全市的な取組によって解決するため、小中学校において組織的、計画的に人権教育を推進することが重要です。
- ② 人権教育の目標を達成するためには、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感覚、すなわち人権感覚を育成することが必要です。
- ③ 人権意識の高揚と、児童虐待を含めた様々な人権問題の解決のため、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上を図ることが重要です。
- ④ 児童生徒の人権意識の高揚を図り、身の回りの様々な人権侵害や差別の問題を正しく理解し、具体的な行動がとれる児童生徒を育成することが重要です。

#### 主な取組

- 1 人権教育推進体制の充実
  - ① 市全体の人権教育を推進するための小中学校人権教育研究会を充実させます。
  - ② 人権教育担当者による学校における人権教育実践報告会を開催するとともに、人権教育の指導者を育成します。
  - ③ 教員用の人権啓発資料「かがやき」を作成・活用し、教職員の資質向上を図ります。
- 2 人権感覚育成プログラムの活用
  - ① 児童生徒の豊かな心や人権感覚を育むため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを活用します。
  - ② 人権感覚育成指導者研修会を受講した教員を講師とした校内研修を実施します。
- 3 人権教育研修の充実
  - ① 講義形式の研修だけでなく、演習形式の研修や人権関連施設の現地研修などを実施し、管理職、人権教育担当教員の研修を充実させます。
  - ② 学校における児童虐待の早期発見・対応のための研修を充実し、関係機関と連携した取組を推進します。
- 4 啓発活動の推進
  - ① 児童生徒からの応募により人権作文・標語集の作成を行い、児童生徒の人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図り意欲や態度を向上させます。